

第 598 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 5 年 8 月 21 日 (月) 14 時 00 分～15 時 10 分
2. 場 所 滋賀県庁本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 浦谷一孝 小川三弘  
木村常男 松井弥惣治 横江久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 山田課長 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐 上垣主幹 (兼務) 磯田副主幹 (兼務) 秋永主任技師 (兼務) 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口孝男 印

署名委員 小川三弘 印

署名委員 佐野高典 印

## 議 事 の 経 過 概 要

- 開会宣告 14時00分
- 武田事務局長 ただいまから、第598回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の武田でございます。よろしくお願いいたします。
- 本日は、久保委員、光永委員がやむを得ない事情のため欠席されており、松井委員は遅れて来られます（会終了までに来ず、結果的に欠席）。従いまして、現時刻御出席の委員は7名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。
- 谷口会長 それでは、ただ今から第598回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。
- 本日の議事録署名人は、小川委員、佐野委員にお願いしたいと思います。
- それでは、諮問事項に入ります。まず、共同漁業、区画漁業の免許について、水産課から説明をお願いします。
- (1) 諮問事項
- 1) 共同漁業、区画漁業の免許について
- 上垣主幹 資料1について説明
- 谷口会長 ただ今、水産課から説明のあった共同漁業、区画漁業の免許について、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。
- 木村委員 以前試験操業として行っていたエリはどうなったのか。漁業権を取ることになったのかお伺いしたい。
- 上垣主幹 以前守山漁協より、効率的な操業を目指して試験操業をしたいとの旨ご相談いただいております。現在まで特別採捕許可で試験操業をやっていただいていた、その結果をもとにその試験区域も含めたうえで、以前よりも広い漁業権に設定しております。試験操業の結果を踏まえて、漁業権化したということになります。
- 谷口会長 他に質問などはありませんか。
- それでは、ただいま説明のありました“共同漁業、区画漁業の免許”については、“異議なし”として答申することといたします。
- なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといた

します。

それでは次の諮問事項にうつります。許可漁業の制限措置および申請期間について、水産課から説明願います。

(1) 諮問事項

2) 許可漁業の制限措置および申請期間について

- 秋永主任技師 資料2について説明
- 谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。
- 小川委員 今年、遊漁を1,900件承認しているが、引縄釣と刺網で漁獲されているピワマスの量が大きく異なっています。自分は、50把刺網を入れて1~2尾しか漁獲できなかったこともあります。やはり引縄釣船が多すぎるのではないのでしょうか。定数化するべきではないのでしょうか。
- 上垣主幹 小川委員のおっしゃった1,900件の承認は、プレジャーボートのことかと思えます。今回の諮問は、漁業許可の制限措置の話です。現在、引き縄釣り漁業の定数は定めていませんが、おっしゃったとおり、資源状況や資源管理協定の締結に向けてピワマスの資源管理のために漁業を含めてどういう取組みをしていくのか、検討している最中であり、それによっては、将来的に定数化というのも十分にあり得る話かと思えます。ただ、現時点では、資源状況を踏まえて、引縄釣漁業に定数を設けなければならないという結論には達していません。
- 小川委員 操業期間を短縮するなど考えはありますか。
- 上垣主幹 引縄釣漁業の話ということでよいでしょうか。
- 小川委員 漁業というか……。1隻当たり5尾と定めているが、10匹持つてるかもしれないですね。
- 上垣主幹 今回お話ししておりますのは、引縄釣漁業のことでありまして、本漁業では、尾数制限は設けておりません。プレジャーボートには制限を設けていますが。小川委員がおっしゃっているのは、引縄釣漁業も遊漁も両方、定数を設定したほうが良いのではないかということでしょうか。
- 小川委員 そうです。
- 上垣主幹 資源状況次第では、引縄釣漁業の定数化も考えていく必要も出てくるとは思います。漁業と遊漁や刺網漁業と引縄釣漁業など、どのように住み分けしてルールづくりをしていくのかは大きな課題と感じており、今後検討していきたいと思えます。
- 谷口会長 ほかに質問はありませんか。

横江委員 よし巻漁業について、これはうちの組合員しか持っておらず、またヨシ帯が減っているため、ほぼ操業していません。このような漁業は廃止してはどうでしょうか。

上垣主幹 組合長のおっしゃる通り、よし巻漁業の許可を持っているのは山田漁協の組合員のみかと思います。

横江委員 よし巻漁業を継続させていくなら、ヨシ帯を復活させろという話にもなってくると思います。県としても見切りをつけて廃止したほうが良いのではないのでしょうか。

上垣主幹 今後、操業の実態が全くないということになれば検討する必要がありますが、現に許可を持っている方がいらっしゃるので、積極的に廃止にしようという考えはありませんでした。

谷口会長 よし巻漁業は許可漁業であるため、本来であれば禁止されているものを、本許可をもって解除するという趣旨となっています。申請が無くなったから廃止というわけではなく、無いなら無いでいいと思いますが。水産課には、「漁業許可とは」という整理をしてほしいです。また、横江委員からこういう提案があったということを入れていると思います。

それでは、ただいま説明のありました“許可漁業の制限措置および申請期間”については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは、次に協議事項に入ります。ビワマス遊漁にかかる承認制度について、水産課から説明をお願いします。

## (2) 協議事項

### 1) ビワマス遊漁にかかる承認制度について

磯田副主幹 資料3について説明。

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 資料では、アンケートに答えた人の20%が有料化に賛成ということですが、自身が個別にバス釣りの遊漁者に聞いても遊漁料の徴収には応じるとの話が合ったことから、ビワマスの遊漁料の徴収については、概ね問題ないということでしょう。ただ、協力金という名目で徴収する場合には、誰が徴収するのか、そして、払った人と払っていない人で公平性に欠けるのではないかということが問題になります。そうなると、承認手数料として取るほうがよいか……。そもそも県は協力金等を取れるような規則となっているのでしょ

うか。

磯田副主幹

協力金とし徴収する場合の仕組みづくりはまだできておりませんが、条例を改正すれば事務手数料として徴収することは可能です。

谷口会長

漁業者と異なり、遊漁者は、資源の増殖のために経費を負担しているわけではないため、負担金として徴収することはできない。また、協力金については、先ほど話にもあったように、誰が徴収するのかということが課題となる、ということで、これらの名目でいくらか徴収することは難しい。手数料で徴収することになれば、手数料条例を改正して徴収することになると思うが、この場合には、一般財源として繰り入れられるため、ピワマスの増殖などには使えない。これらを論点にしていくということではよろしいですか。

佐野委員

手数料条例をどうこうということとなれば、委員会としては、そういう方針で徴収するのが望ましい、といった程度でしか返答できないと思います。あとは水産課で委員会の意見を参考に判断するしかないでしょう。また、手数料として徴収し、一般財源として繰り入れられても、その分水産課が増殖に予算をつけられればいいだけの話ではないでしょうか。

また、この間も話したが、遊漁者からいくらかお金を徴収した場合には、彼らに権利を与えることとなります。そこら辺を上手く抑えられるような整備をすべきではないでしょうか。

谷口会長

本協議事項は、佐野委員のおっしゃった意見を踏まえて今後、協議していくこととしてよろしいでしょうか。山田課長、どうでしょうか。

山田課長

手数料を頂く場合には、事務にかかる経費を計算する必要があります。佐野委員がおっしゃったことをそのまま実行できるかはわかりませんが、皆様から頂いた意見を参考に、今後議論を進めていきたいと思えます。

谷口会長

では引き続き議論を進めていくということで。

それでは、次に報告事項に入ります。アユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願いします。

### (3) 報告事項

#### 1) アユ資源の状況について

酒井場長

資料4について説明。

佐野委員

報告書の最後の産卵量予測の数値はあくまでシミュレーションで得られた数値ということではよいでしょうか。

酒井場長

そうです。

佐野委員 姉川の濁流や安曇川のカワウによりもっと減ることになるだろう。産卵調査は8月末頃から実施するのですか（酒井場長よりそうであると回答）。

酒井場長 そうです。

今年のアユのようにサイズは大きいですが、肥満度が低いというのは、琵琶湖の餌の量が少ないということではないのでしょうか。その辺の調査はしないのでしょうか。

酒井場長 大変難しい課題であります。近年の複数魚種の状況などからも琵琶湖が魚介類を養う力が弱ってきていると感じています。そこを、どう見るか、どういう対策をするかというのは難しい課題となっております。現場を知るには調査研究は不可欠であり、今後プランクトン調査など様々な調査を通じて、関連性などを調べていきたいと考えております。ただ現状では、具体的な対策は見出せていないという状況となっております。

谷口会長 他のアプローチはできないのですか。色んなデータを用いて解析することはできないか。

酒井場長 いわゆるメガデータを利用した解析ということですが、そもそも現時点では解析に使えるデータが少ないのが現状です。アユの資源状態についての調査研究は進めてきましたが、餌料調査などについての調査は進んでおらず、理解が深まっていない状況です。

谷口会長 今後、色んな視点から調査研究を進めていき、漁業者が肌感覚で感じていることをデータで裏付けられればと思うが、そのようなことは水試しかできません。それが今後の施策構築にもつながっていくのではないのでしょうか。今後、よろしく頼みます。

木村委員 1～3月のアユの漁獲が少ないのは琵琶湖の餌の量が少ないからでしょうか。アユの成長がいいということは、餌の量は多いのではないのでしょうか。また、川では大きなアユが漁獲できるのに、えりや刺網での漁獲が少ないのはなぜでしょうか。

酒井場長 4月以降、アユの餌となるミジンコが増加したことで、アユの成長も良かったと考えられます。成長がいいアユは川に上ろうとする意識が強く、そのため、川での漁獲が多かったと考えられます。一方で琵琶湖については、元々資源量が多くなく、12月から2月ごろまでは早生まれのアユが多く漁獲されました。その後は、産卵時期に空白の期間があったため、3月4月はアユの漁獲が少なかったと思われる。その後は、アユが川へ遡上したため、琵琶湖での漁獲が少なかったと思われる。

木村委員 普通アユは遡上するときに、回遊すると思います。そうすればえ

り等で漁獲されると思うが。それは網の目合いがアユの体サイズにあっていなかったためでしょうか。

酒井場長

おっしゃる通りだと思います。

佐野委員

琵琶湖の魚類の詳細なデータは試験場に頼らざるを得ません。今後もよろしく頼みます。

谷口会長

他にないようでしたら、本日予定していた議題はこれで終了となりますが、その他で、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

それでは、他にないようでしたら、以上で第 598 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。